新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例施行規則をここに公布する。 令和5年3月22日

新城市長 下 江 洋 行

新城市規則第4号

(定義)

新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例(令和5年新城市条例第9号。 以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (近隣関係者)

- 第3条 条例第2条第7号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 事業区域に隣接する土地の所有権又は賃借権を有する者
 - (2) 事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有権又は賃借権を有する者
 - (3) 事業区域の所在する行政区(新城市地域自治区の区域及び行政区に関する規則 (令和2年新城市規則第23号)の別表に規定する行政区をいう。)に居住する 者
 - (4) その他市長が必要があると認める者 (設置不適地)
- 第4条 条例第4条第2項第1号の規則で定める区域は、次のとおりとする。ただし、 事業区域、その周辺の状況等により太陽光発電設備が本市の美しい景観、豊かな自 然環境及び市民の生活環境との調和に支障を来さないことが明らかであるときは、 この限りでない。
 - (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第 3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
 - (4) 砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定による砂防指定地

- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林
- (6) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項に規定する特別保護 地区
- (7) 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第9条の12第1号及び 愛知県立自然公園条例施行規則(昭和43年愛知県規則第34号)第10条第 1号に規定する第一種特別地域
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88 号)第29条第1項に規定する特別保護地区
- (9) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号) 第20条第1項に規定する愛知県自然環境保全地域 (事前協議)
- 第5条 条例第5条第1項の規定による事前協議は、事業計画事前協議申出書(様式 第1)によるものとする。
- 2 前項の事業計画事前協議申出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければな らない。
- 3 条例第5条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 設置事業の内容
 - (2) 発電開始予定日

(近隣説明会)

- 第6条 条例第6条第1項の規定による近隣説明会は、新城市内で行うものとする。
- 2 条例第6条第2項の規定による規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。
- 3 条例第6条第3項の規則で定める標識は、様式第3によるものとする。
- 4 条例第6条第4項の規定による届出は、近隣説明会実施届(様式第4)によるものとする。
- 5 前項の近隣説明会実施届には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。 (事業計画の届出)
- 第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、事業計画届出書(様式第5)による ものとする。
- 2 前項の事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。 ただし、既に提出した図書でその内容に変更がないときは、その添付を省略するこ

とができる。

(事業計画の変更届出)

- 第8条 条例第7条第2項の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第6)によるものとする。
- 2 前項の事業計画変更届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 条例第7条第2項の規則で定める軽微な変更は、条例第5条第2項第3号に掲げる事項のうち、施工者の氏名、住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び連絡先の変更とする。

(着手等の届出)

- 第9条 条例第8条第1項の規定による届出は、設置事業着手届出書(様式第7)によるものとする。
- 2 前項の設置事業着手届出書には、許可及び届出状況報告書(様式第8)を添付しなければならない。
- 3 条例第8条第2項の規定による届出は、設置事業完了届出書(様式第9)による ものとする。
- 4 前項の設置事業完了届出書には、別表第5に掲げる図書を添付しなければならない。
- 5 条例第8条第3項の規則で定める標識は、様式第10とする。
- 6 条例第8条第5項に規定する届出は、標識(掲示・内容変更)届出書(様式第 11)によるものとする。
- 7 前項の標識(掲示・内容変更)届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 標識の掲示又は内容の変更を証する写真
- 8 条例第8条第6項に規定する届出は、事業休止届出書(様式第12)又は事業再 開届出書(様式第13)によるものとする。
- 9 条例第8条第7項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第14)によるものとする。
- 10 前項の事業廃止届出書には、別表第6に掲げる図書を添付しなければならない。

- 11 条例第8条第9項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第15)によるものとする。
- 12 前項の事業廃止完了届出書には、別表第7に掲げる図書を添付しなければならない。

(事業の継承の届出)

第10条 条例第9条の規定による届出は、事業継承届出書(様式第16)によるものとする。

(公表の方法)

- 第11条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 新城市公告式条例(平成17年新城市条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
 - (2) ホームページへの掲載
 - (3) その他市長が必要があると認める方法 (その他)
- 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。